

京都市小規模保育規則を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 93 号

京都市小規模保育規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市が行う児童福祉法（以下「法」という。）第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業による保育（以下「小規模保育」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育時間及び休日)

第2条 小規模保育の保育時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することがある。

保育時間 午前8時30分から午後5時まで

休日 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(小規模保育の対象者)

第3条 小規模保育を受けることができる者は、法第24条第1項に規定する保育が必要であると認められる乳児又は幼児（以下「児童」という。）とする。

(小規模保育の実施の申請)

第4条 小規模保育の実施を希望する保護者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 小規模保育を希望する理由
- (3) 小規模保育を受けようとする児童の心身の状況について特に注意する点
- (4) 児童の家族の状況
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、給与証明書その他の収入状況を証明するに足る書類を添付しなければならない。

(小規模保育の実施の基準)

第5条 市長は、前条の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するとき
は、その児童に対して、小規模保育を実施しないものとする。

(1) 定員を超えるとき。

(2) 児童が疾病等のため、小規模保育を実施することが不可能又は著しく困難と認めら
れるとき。

(3) その他市長が小規模保育を実施することを不適當と認めるとき。

(小規模保育の実施の決定)

第6条 市長は、第4条の申請があつたときは、小規模保育を実施するかどうかを決定し、
その旨を文書により通知する。

(費用の徴収)

第7条 小規模保育を受けた児童の保護者は、保育料を翌月の15日までに納入しなけれ
ばならない。

2 同一世帯から3人以上小規模保育を受ける場合においては、年長の順序に従って3人
目以後の児童に係る保育料は、徴収しない。

3 第1項の保育料の額は、別表のとおりとする。ただし、各月の15日後に小規模保育
の実施の決定を受けた児童に係る当該月分の保育料の額及び各月の15日以前に小規
模保育を廃止された児童に係る当該月分の保育料の額は、別表に掲げる保育料の2分の
1に相当する額とする。

4 前項の規定にかかわらず、保護者の属する世帯に市町村民税の賦課漏れがある場合、
前年の所得に比し当該年の所得が著しく増減する見込みがあると認める場合その他市
長が必要と認める場合の保育料の額は、別に定める。

(届出)

第8条 保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に届け出なけれ
ばならない。

(1) 保育している児童が死亡し、又は疾病その他一身上の事故が児童に生じたとき。

(2) 保護者の住居に異動があつたとき。

(3) 保育料算定の基礎となるべき事実に変動が生じたとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

(補則)

第9条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必

| | | | | | | | | | |
|-----------------|--------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| D ₈ | 402,500円以上 602,500円未満 | 29,900 | 33,300 | 14,600 | 15,100 | 17,000 | 18,900 | 11,400 | 11,900 |
| D ₉ | 602,500円以上 734,000円未満 | 33,200 | 37,000 | 16,200 | 16,700 | 18,400 | 20,500 | 12,600 | 13,100 |
| D ₁₀ | 734,000円以上 | 39,200 | 43,800 | 19,600 | 20,200 | 22,000 | 24,500 | 15,300 | 16,000 |

備考1 「3歳未満」とは、小規模保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において児童の年齢が3歳未満であることをいい、「3歳以上」とは、同日において児童の年齢が3歳以上であることをいう。

2 「2人目の児童についての加算額」とは、同一世帯に小規模保育を受ける児童が2人以上ある場合における2人目の児童についての加算額をいう。

3 同一世帯に小規模保育を受ける児童が2人以上ある場合においては、そのうちの年長者の年齢に応じて基準額を算定し、年長の順序に従って加算額を算定するものとする。

4 同一世帯に次に掲げる児童（以下「幼稚園児等」という。）がある場合において、幼稚園児等が1人のときは、徴収額は、2人目の児童についての加算額に相当する額とし、幼稚園児等が2人以上のときは、保育料は、徴収しない。

(1) 幼稚園又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）

に入園している児童

(2) 特別支援学校の幼稚部（学校教育法第76条第2項に規定する幼稚部をいう。）に在学している児童

(3) 児童福祉法（以下「法」という。）第6条の4第1項に規定する里親に養育されている児童

(4) 次に掲げる施設に入所している児童

ア 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）

イ 法第6条の2第3項に規定する指定医療機関のうち法第27条第2項の規定による委託が行われているもの

ウ 法第6条の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設（これらの項に規定する便宜の供与を受けるために入所する場合に限る。）

- 5 同一世帯に昼間里親（京都市昼間里親規則第2条の規定により昼間里親登録簿に登録された者をいう。）に保育されている児童（以下「昼間里親保育児童」という。）がある場合における徴収額は、昼間里親保育児童が小規模保育を受けているものとして第7条第2項及びこの表により計算した額から、昼間里親保育児童に係る基準額又は加算額を控除して得た額とする。
- 6 4及び5にかかわらず、同一世帯に幼稚園児等が1人あり、かつ、昼間里親保育児童がある場合における保育料は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1) 昼間里親保育児童のうちに小規模保育を受ける児童に比して年長の者があるとき 保育料は、徴収しない。
 - (2) その他のとき 徴収額は、2人目の児童についての加算額に相当する額とする。
- 7 「所得税額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により計算された前年分（1月分から3月分までの保育料については、前々年分）の所得税の額（当該所得税の額を計算する場合においては、所得税法第78条第1項（同条第2項各号に掲げる寄附金（同項第2号及び第3号に掲げる寄附金にあつては、地方税法第314条の7第1項第2号に規定するものに限る。）を支出した場合に限る。）、第84条、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第1項から第6項まで、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は、適用せず、かつ、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第84条の規定の適用があるものと仮定するものとする。）をいう。
- 8 「支援給付」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付を

含む。)をいう。

- 9 「市町村民税」とは、地方税法第292条第1項第1号に掲げる均等割及び同項第2号に掲げる所得割（当該所得割を計算する場合には、同法第314条の2第1項第11号、第314条の7第1項、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用せず、かつ、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法314条の2第1項第11号の規定の適用があるものと仮定するものとする。)をいう。
- 10 ア欄は保育時間が午前8時30分から午後5時までである場合について、イ欄はその他の場合について、それぞれ適用する。
- 11 B階層に属する世帯で次のいずれかに該当するものに係る保育料は、徴収しない。
 - (1) 母子及び寡婦福祉法第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの属する世帯
 - (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (3) 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯
 - (5) 国民年金法の規定による障害基礎年金その他障害を支給事由とする年金の支給を受けている者の属する世帯
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者の属する世帯
 - (7) (2)から(6)までに掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者の属する世帯

(保健福祉局子育て支援部保育課)